

## 26. 水道料金等の変遷

### (1) 水道料金

(単位：円)

区分		施行年月日		昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
				11. 5. 19	18. 10. 1	21. 3. 1	21. 11. 1	22. 9. 1	23. 9. 1	24. 9. 1
専	基 本 料 金	計 量 制  (10m <sup>3</sup> まで)	13mm	1.30	1.30	3.00	10.00	20.00	45.00	
			16"	1.40	1.40	4.00	12.00	25.00	55.00	65.00
			20"	1.50	1.50	5.00	15.00	30.00	65.00	100.00
			25"	2.00	2.00	6.00	20.00	40.00	85.00	130.00
			50"	3.00	3.00	7.00	30.00	60.00	130.00	195.00
			75"	4.50	4.50	11.00	45.00	90.00	200.00	325.00
			100"	6.00	6.00	15.00	60.00	140.00	310.00	650.00
			100"超	10.00	10.00	25.00	100.00	200.00	440.00	1,300.00
	定 額 制  (5人まで)	13mm	—	—	—	10.00	20.00	4人 まで 45.00	65.00	
		16"	—	—	—	12.00	25.00	55.00	65.00	
		20"	—	—	—	15.00	30.00	65.00	100.00	
		25"	—	—	—	20.00	40.00	85.00	130.00	
		50"	—	—	—	30.00	60.00	130.00	195.00	
		75"	—	—	—	45.00	90.00	200.00	325.00	
		100"	—	—	—	60.00	140.00	310.00	650.00	
		100"超	—	—	—	100.00	200.00	440.00	1,300.00	
用	超 過 料 金	計 量 制	50m <sup>3</sup> まで	0.12	0.12	0.25	1.00	2.00	5.00	7.00
			200"	0.10	—					
			500"	0.08	0.11					
			1000"	0.07	—					
			2000"	0.06	0.90					
			5000"	0.05	0.80					
			5001"以上	0.04	0.70					
	定 額 制	1人増	—	—	—	1.50	3.00	7.00	15.00	
		浴槽1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00	
		同居人1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00	
支柱1		—	—	—	2.00	4.00	9.00	10.00		
共 用	基 料 本 金	計量制	5 m <sup>3</sup> まで	0.50	0.50	1.50	5.00	10.00	22.00	
		定額制	5 人 まで	—	—	—	5.00	10.00	4人 まで 22.00	30.00
	超 過 料 金	計量制	1 m <sup>3</sup> につき	0.08	0.08	0.20	1.00	2.00	5.00	6.00
		定 額 制	1人増	—	—	—	1.00	2.00	5.00	10.00
			浴槽1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00
同居人1	—	—	—	1.00	2.00	5.00	12.00			
消 火 栓 演 習		10 分 毎	1.00	1.00	5.00	10.00	20.00	45.00	65.00	

(単位：円)

区分		施行年月日	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
			27.1.1	31.4.1	35.4.1	39.1.1	43.12.1	48.4.1
家	庭用	基本10m <sup>3</sup> 超過 1m <sup>3</sup>	100	130	220	280	280 280 41 46 50	280 41 54 62 71 80
			11	14	25	37		
官公署学校病院用 (病院・事務所・工場用)		基本 20m <sup>3</sup> 超過 1m <sup>3</sup>	200 11	260 11	440 25	廃止	—	—
特殊営業用		基本 20m <sup>3</sup> 超過 1m <sup>3</sup>	300 17	390 22	廃止	—	—	—
浴場用		基本100m <sup>3</sup> 超過 1m <sup>3</sup>	800 9	1,040 12	1,300 15	1,800 25	1,800 27	1,800 27
共用		基本 5m <sup>3</sup> 超過 1m <sup>3</sup>	45 10	59 13	100 20	130 27	130 27	130 27
定額専用		基本 5人 1人増 浴槽 1	110 25 25	143 33 33	廃止	—	—	—
定額共用		基本 5人 1人増 浴槽 1	60 25 25	78 33 33	廃止	—	—	—
消火栓演習		10分毎	100	100	100	100	廃止	—

(旧北総地区水道料金) ——— 昭和47年1月1日施行

料 金	種 別	基本水量 (一月につき)	基本料金 (一月につき)	超 過 料 金	
				11～20m <sup>3</sup>	63円
一 般 用		10m <sup>3</sup>	380円	21～100m <sup>3</sup>	69
				101m <sup>3</sup> 以上	74

(一月につき)

区分		施行年月日	昭和51.4.1	58.12.1	63.6.1	平成元.10.1	平成8.4.1. (現行)	平成9.10.1	平成26.4.1
			基 本 料 金	口径 13 mm	230円	320円	330円	計算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	380円
520	725	770			890				
770	1,260	1,370			1,590				
2,200	4,100	5,400			6,350				
4,900	9,200	12,200			14,400				
11,000	21,000	28,000			33,100				
22,000	41,000	54,000			63,900				
60,000	113,000	150,000			177,600				
122,000	230,000	304,000			360,000				
—	409,000	541,000			641,000				
—	654,000	866,000	1,027,000						
従 量 料 金	一 般	1～10m <sup>3</sup>	30円	45円	50円		57円		
		11～20	80	120	130		150		
		21～40	130	195	210		244		
		41～100	170	260	280		326		
		101～500	210	320	345		404		
		501m <sup>3</sup> 以上	250	350	375		441		
公衆浴場	1m <sup>3</sup> につき	30円	45円	50円	57円				
共用	1m <sup>3</sup> につき	30円	45円	50円	57円				

(2) 給水申込納付金

施行年月日 口径	昭和48.4.1	昭和51.4.1 (現行)	平成元.10.1	平成9.10.1	平成26.4.1
13 mm	30,000 円	100,000 円	左表の額に100分の103を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の105を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の108を乗じて得た額とする。
20	60,000	270,000			
25	130,000	460,000			
40	430,000	1,400,000			
50	740,000	2,500,000			
75	2,000,000	6,700,000			
100	4,000,000	14,000,000			
150	11,000,000	38,000,000			
200	φ200以上局長が定める額	78,000,000			
250		138,000,000			
300	φ350以上局長が定める額	219,000,000			
350 以上					

(3) 開発負担金

施行年月日 項目	昭和51.4.1 (現行)	平成元.10.1	平成9.10.1	平成26.4.1
建築物負担金	計画一日最大給水量に1㎡当たり130,000円を乗じて得た額	左表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。	左表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。	左表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。
宅地負担金	造成面積に1㎡当たり650円を乗じて得た額	ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(注) 1. 建築物負担金の建築物とは、計画1日最大給水量5㎡以上の建築物をいう。  
2. 宅地負担金の宅地とは、公共用地を除く面積が1,000㎡以上の宅地をいう。

27. 量水器使用料の変遷

(単位：円)

施行年月日 口径	昭和 11.5.19	昭和 21.3.1	昭和 21.11.1	昭和 22.9.1	昭和 23.9.1	昭和 24.9.1	昭和 27.1.1	昭和 31.4.1	昭和 35.4.1
13 mm	—	—	—	4	9	13	20	26	廃 止
16	—	—	—	6	13	13	20	26	
20	—	—	—	8	17	17	35	46	
25	—	—	—	10	22	22	40	52	
30	—	—	—	20	44	44	55	72	
40	—	—	—	40	88	88	100	130	
50	—	—	—	60	130	130	200	260	
75	—	—	—	80	175	185	290	377	
100	—	—	—	100	220	250	350	455	
100 以上	—	—	—	200	440	440	(150mm) 640 (200mm) 1,000	832	